

土人保護の事業

法學士 柳 田 國 雄

歐洲大戰亂に依つて誘導された彼のベルサイユ會議は、土人保護事業に一新時期を劃することとなつた。

何となれば、土人はこの會議に提出された條約の恩恵を蒙つて幾分ながらも文明的待遇を受けることとなつたからで、同條約第廿二條 同百十九條には委任統治に關した條項が記述されてゐる。委任統治とは、大戰亂以前に獨逸、土耳其が領した殖民地及び領土の中で未だ自立し得ざる民族の居住する地は、その土人の福祉を計り、且つこれを保護する爲に、これが後見を先進國に委任することである。而してこの委任統治については民族の發達の程度領土の地理上の位置からこれをA式、B式、C式の三種に別つた。即ちA式とは外交上の指導權を、B式とは、これを保護領の如く、C式とは地理的關係の深い國が自國領の如くこれを統治することである。而も委任統治の趣意は上述の如く土人の福祉を保證す

るに存した爲に、これが實現の方法として、

1、土人に軍事教育を與へぬ事

2、委任領にあつては、陸海軍の根據地を設置せざる事

3、土人の武器所有を禁止する事

4、土人に酒を賣らぬ事

5、土人賣買を禁止する事

これ等が規定された。第一の條件は、土人の殘虐性を助長せしめぬ爲に出されたものであるが、尙これ以外に、ウヰルソンが對佛國策として主唱したもので、佛國は勿論これを留保する事にした。第三の條件は多分破却される恐れはなかるべく、第四條は條項が簡單なる爲に問題が惹起し易い。

第五條は、尤も重大なもので、彼の南北戦争もその起原はこの奴隸賣買問題に存したのであつた。元來歐洲人がアフリカ大陸に殖民地を有したい動機の一因も奴隸を自由に使用せんと欲するが爲で、ヨーロッパ人の欲求するアフリカ大陸の天然の資源中には土人の勞働も亦含まれてゐた。然るにベルサイユ會議に依つて奴隸を使用せぬ事、及び強制勞働を用ひない事が主張するに至つた。乍然、一般歐洲人は無賃にて土人を使用する事を強制勞働と考へた。茲に彼等は至つて安値な金錢を土人に與へて、彼等を使用した。勿論この行爲が名は異つても儘に奴隸賣買に等しきもので、假令具体的に土人を歐洲の地に

輸入する事は無いとしても、島内にあつては土人は昔ながらに奴隸制度の桎梏から脱せないと稱さなければならぬ。

今日にあつてもこの奴隸買賣の弊害は全く一掃されたとは稱し得ない。しかし白人の中にも今や彼等の土人に對し殘虐性を有した事を自認する者が出て、「土人本位の殖民地行制を行はねばならぬ」と主張する者が逐次その數を増すに至つた。

又一方キリスト教が政權と全く分離して土人の間に傳導され、而も彼等宗教家の中には本國の政府に反對しても敢て土人の窮狀を救濟せんとする者が現はるゝに至つた。

かくて土人保護の叫は漸く盛になり、十九世紀末葉ゼネバに發生した土人保護教會なるものは月日の進むと、もにその數を増加し今日は約十三を數ふるに至つた。各教會は年々金額を出資して土人保護に努めて居る。年々の國際聯盟會議にも亦、殖民地に關した問題が議されてゐる。

今や土人保護事業に關しては黎明の光が昇り初める事となつた。勿論吾人は、今日行はれつゝある對土人政策に對して充分の満足を見出すものではないが少くとも土人を冷遇する事の反人道的な事を反省された事は尤も慶賀すべき事である。我國もこの際にあつて土人保護の爲にこの問題を提げて土人保護の爲に努力する事は吾人の切望する所である。(大要取意文實記者)